

府中市役所本庁舎・府中駅北第2庁舎  
自動販売機設置場所貸付  
一般競争入札参加要領

令和2年1月

## 1 入札物件

次表のとおりとし、物件番号ごとに入札を行います。

なお、本市の都合により、入札を延期、中止、または取り消す場合があります。

物件番号	設置施設	貸付面積/台	台数	容器種別	最低貸付料 (月額)
1	府中市役所本庁舎 (府中市宮西町2-24)	1.5 m <sup>2</sup>	4	缶・PET等	5,131円
2	府中市役所本庁舎 (府中市宮西町2-24)	1.5 m <sup>2</sup>	4	缶・PET等	5,131円
3	府中市役所本庁舎 (府中市宮西町2-24) 府中駅北第2庁舎 (府中市寿町1-5)	1.0 m <sup>2</sup>	3	カップ式	3,713円
4	府中駅北第2庁舎 (府中市寿町1-5)	1.5 m <sup>2</sup>	3	缶・PET等	5,359円

※ 貸付面積は、実際に占用する面積によらず、上表の面積を標準とします。また、貸付面積内で、空き容器回収ボックスの設置をしなければならないものとします。詳細な貸付位置は、別紙「府中市役所本庁舎・府中駅北第2庁舎自動販売機設置位置図」を参照してください。

## 2 貸付期間

令和2年4月1日から令和5年4月30日まで

※物件番号1・2・3については、府中市役所新庁舎への移転までの間、暫定的に貸付期間の延長をすることがあります。

## 3 入札参加申込みに必要な書類

入札への参加を希望する事業者は、次の書類を各1部提出しなければならず、本市は、これにより、入札参加資格を有するかを確認するものとします。

- (1) 入札参加申込書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 代表者の印鑑証明書
- (4) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (5) 国税・都税の納税証明書(直前2年分の法人税、消費税及び地方消費税及び法人住民税について未納税額がないことの証明)
- (6) 平成29年度及び平成30年度の各年度に地方公共団体との公有財産賃貸借契約による自動販売機(以下「自販機」といいます。)の運営を行った実績を証明す

る書類（様式不問）

(7) 設置を予定する自販機の品番・寸法等の仕様が記載された書類（様式不問）

注1 提出書類は、(6)と(7)を除き全て原本を提出すること。

注2 上記(3)から(5)までの書類は、発行後3ヶ月以内のものに限る。

#### 4 入札参加資格の喪失

入札参加申込みをした者が、競争入札に参加する者に必要な資格の各号のいずれかの資格を欠いたとき、または、入札参加申込みに必要な書類に虚偽の記載があったときは、当該入札の参加資格を喪失するものとします。

#### 5 入札の方法

入札書（様式第3号）を定型封筒（長形3号等）にのり付けして封入し、印鑑証明印により封緘印を押印するとともに、その封筒の表面に物件番号及び入札者の商号または氏名を記入し、持参のうえ提出すること。なお、提出後の取消し、再提出はできません。

代理人の方が入札に参加する場合は、入札書の提出と同時に委任状（様式第4号）を提出し、委任状の「代理人使用印」を入札書に押印して入札してください。

#### 6 落札者の決定方法

入札は、物件ごとに行い、入札書に記入された売上比例部分の料率の値が最高の値であった者を物件ごとの落札者とします。

なお、入札できる売上比例部分の料率の最低基準は、15.00%とし、これを下回る入札は、失格と取り扱います。

開札の結果、落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かないものがあるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。

落札者決定後、落札者名と落札額を本市のホームページ上に掲載することとします。

#### 7 契約手続き

落札者決定後、行政財産賃貸借契約書（案）の規定を原則として、本市と落札者の間で細部について調整のうえ、令和2年3月13日（金）までに契約を締結します。また、契約締結までに次の書類を提出していただきます。

(1) 設置する自販機の仕様（寸法、消費電力量等）を記載した書類

(2) 自販機の管理や苦情処理等の担当者及び緊急連絡先等を記載した書類

- (3) 自販機の設置に係る行政機関の許可等が必要なものについては、当該設置に係る許可証の写し。

## 8 提出書類の取扱い

- (1) この入札に関して提出された書類は、理由のいかんによらず返却できません。
- (2) 提出書類及び契約に伴い提出される各種報告書類は、必要に応じて開示することがあります。ただし、府中市情報公開条例の規定に照らし、個人情報や落札者の知的財産権等に配慮しながら、開示範囲を判断するものとします。

## 【自販機の仕様及び管理運営上の遵守事項等】

### 1 自販機の仕様

#### (1) 種類及び寸法

##### ア 物件番号1・2・4

缶・ビン・ペットボトル・紙パック等の密閉式容器用自販機とし、自販機の寸法は、それぞれ、幅1,500mm、奥行750mm、高さ1,850mm以内に収まる機種を基準とする。

##### イ 物件番号3

カップ式自販機とし、自販機の寸法は、それぞれ、幅1,000mm、奥行800mm、高さ1,850mm以内に収まる機種を基準とする。

#### (2) その他特記仕様

ア ユニバーサルデザインに配慮した機種とすること。

イ 物件番号1・2・4の自販機は、いわゆる災害救援ベンダーとし、大規模災害発生時に、本市が飲料の提供を必要と判断したときには、当該自販機内の全ての飲料を無償で提供すること。

ウ 災害発生に伴う停電時に飲料の提供が可能なよう、非常用電源等の対応がされていること。

エ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネや、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応、センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯機能など、環境対策機能を備えたものとする。

オ 自販機の故障、問合せ及び苦情等については、落札者の責任において対応するとともに、自販機に落札者の商号等及び故障時等の連絡先を明記すること。

カ 電源は、家庭用100Vを1台あたり1口使用できる。なお、既設電源からの延長、工事等を要する場合は落札者の負担とする。

キ 自販機に、本市ゆかりのスポーツチームへの応援装飾をする等、デザイン上の工夫をするときは、本市が行う当該自販機の賃料の請求にあたっては、装飾後6ヶ月間に限り売上比例部分の料率から3パーセント分を減免するものとして積算する。

ただし、減免の対象となる装飾は、事前に本市が承諾したものに限るものとし、装飾にかかる著作権等にかかる手続きについては、全て、落札者の責任において行うものとする。

### 2 管理運営上の義務

#### (1) 設置

ア 自販機の設置に当たっては、アンカーボルトにより固定する等の安全対策を、JIS規格及び業界自主規制に準拠した転倒防止対策を行うこと。

イ 本庁舎西玄関については、埋蔵文化財発掘調査に伴い現在工事中のため、貸付位置を本市と落札者で協議して決定する。

ウ 自販機の設置開始日は、落札者の変更等により自販機の入替期間が発生する可能性があるため、本市と落札者間で協議し決定する。

## (2) 管理運営

ア 落札者は、自販機の設置、管理、運営に必要な一切の業務を行うものとする。

イ 売上金の回収及びつり銭の補充は定期的に行い適切に管理すること。

ウ 在庫管理、商品補充は定期的に行い適切に管理すること。なお、売上数が増加する夏季期間等は商品補充頻度を増やす等、在庫管理に留意すること。

エ 商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。また、商品の消費期限及び賞味期限について適切に管理すること。

オ 自販機の設置1台につき、容器回収ボックスを1基以上設置すること。容器回収ボックスの仕様は、衛生面も考慮したもの（飲み残しの容器があっても床が汚れない等）とし、周辺と調和した外観色とすること。

カ 容器回収ボックスに投じられた空き容器は、落札者の責任で適切に回収し、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

キ 商品の搬入、空き容器等の搬出等を行う時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

## 3 その他の要件

(1) 販売する商品は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー及び紅茶などの清涼飲料水とし、酒類及びいわゆるノンアルコール飲料の販売はしないこと。なお、物件番号3の自販機についてはドリップコーヒーを1種類以上販売すること。

(2) 物件番号1・2・4の自販機において販売する商品は、コカ・コーラ、サントリー、アサヒ、伊藤園、キリン、ダイドー、大塚、カゴメ、ポッカサッポロ、JT、ヤクルト等の主要飲料メーカー（またはブランド）のものとし、例示した飲料メーカー以外の商品を販売する際は、事前に本市と協議をすること。

(3) 商品の販売価格は、落札者の提案とするが、物件番号1・2・4の自販機については、当該自販機の全品目について、標準販売価格から30円以上値引きした価格を設定すること。ただし、標準販売価格が130円未満のものは20円以上の値引きで良いものとする。物件番号3の自販機については、販売品目総数の少なくとも8割を超える品目について100円以下の価格を設定すること。

(4) 自販機の設置等について、法令に基づき関係行政機関の許認可等が必要なときは、当該手続等は全て落札者が行うこと。

【府中市役所本庁舎・府中駅北第2庁舎 参考資料】

来庁者数の統計はありませんので、次の資料を参考に入札してください。

1 従事する市職員数

本庁舎：約800名

第2庁舎：約200名

※その他、本市の事務の受託事業者等の勤務あり。

2 現在設置している自販機の売上本数実績

設置場所	売上本数／月	種類	物件番号
本庁舎東玄関	約350本	缶・PET等	2
本庁舎西玄関	約450本	缶・PET等	1
本庁舎地下1階 駐輪場	約300本	缶・PET等	2
本庁舎1階 駐車場	約400本	缶・PET等	1
本庁舎1階 廊下	約1,100本	缶・PET等	1
本庁舎2階 廊下	約1,100本	缶・PET等	2
本庁舎5階 廊下	約1,500本	缶・PET等	2
本庁舎8階 廊下	約1,150本	缶・PET等	1
本庁舎1階 談話室	約700杯	カップ式	3
本庁舎3階 廊下	約650杯	カップ式	3

※ 平成30年4月から平成31年3月の平均値となります。

※ 販売価格の設定条件が今回の入札とは異なります。